

公益財団法人 日本国際交流センター  
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

2025年度通常枠助成  
地域の变化に対応できる支援体制作り  
—課題発生を予防し、共に暮らす地域に向けて—  
公募要領【JCIE/JPF版】

この書類は「2025年度通常枠助成「地域の变化に対応できる支援体制作り」  
公募要領【JCIE/JPF版】」（以下、公募要領【JCIE/JPF版】）です。

別紙に「2025年度『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』  
に基づく実行団体公募要領」公募要領【共通版】があります。  
**必ず、両方をお読みください。**

## 1. 本事業の目的

日本国際交流センター（JCIE）とジャパン・プラットフォーム（JPF）はコンソーシアムを組み、休眠預金等を活用して助成事業を実施してきました。これまでに、2020年度および2021年度の新型コロナ緊急支援助成事業、2022年度の通常枠を通じて、言語や在留資格などにより孤立や困難な状況に直面しやすい、また支援が届きにくい外国ルーツ住民に対し、当事者の視点に立って、その悩み・不安や生活困窮などへの対応を進めてきました。特に外国ルーツ住民の支援においては、公的・民間資金および人材が極めて限定的であることから、都市部に拠点をもつ団体と連携し、アウトリーチや在留資格・出身国に応じた支援など、さまざまな支援手法の開発と実践を重ねてきました。その結果、課題や地域の状況に応じた支援の在り方や担い手の発掘といった成果が得られています。

一方で、近年の外国ルーツ住民の急激かつ継続的な流入は、大都市にとどまらず、地方都市にも広がっています。こうした地域では、支援体制が十分でない場合も多く、生活上の課題や地域の悩みが顕在化しつつあります。また、入国前後の情報提供や支援機会の不足により、本人にとっても地域にとっても、課題の早期解決が難しくなるリスクが高まっています。

本事業では、こうした地域における外国ルーツ住民の変化に対応するため、①支援手法の横展開・発展、②課題の発生を予防するための支援の開発、③地域内外の多様な関係者との連携強化を目指し、地域に暮らす、または新規に来日・移住する外国ルーツ住民を主な支援対象として、地域社会への参画、生活・就労の自立のための活動とあわせて、啓発・アドボカシー、連携・協働による支援体制作り等に資する活動に対して活動資金を支援します。

## 2. 助成活動により目指すゴール

- ・対象地域に暮らす外国ルーツ住民が、地域のさまざまな資源にアクセスし、適切な支援・サービスを受けることで課題の改善・防止が図られるようになる。
- ・対象地域の外国ルーツ住民を支援する団体や関係機関などが、増加・多様化する支援ニーズに対応できる力を高めることで、課題が深刻化する前の段階で、早期かつ適切な支援につながられるようになる。

## 3. 助成対象事業について

**対象とする地域：**全国（申請事業範囲は特定地域でも、団体の所在地ではない地域でも構いません。）

**対象とする事業：**

- (1) 生活相談・情報支援：**日本での生活における悩み・不安、問題などにかかわる相談に基づき、直接または適切な支援が受けられる公的または民間のサービスにつなぐ、悩み・トラブルな度の発生を防ぐための情報を提供する活動
- (2) 社会参画支援：**アウトリーチ手法を工夫して、来日・移住して間もない、家族または事業所以外の人とは接点がない、自分がどうしているかわからず誰にも相談ができないなど、様々な形で社会とのつながりが希薄な外国ルーツ住民とつながり、彼らを社会参画・参加につなげる活動
- (3) 就労・定着支援：**日本で働くために必要な日本語をはじめとする職業能力の向上や、就職・定着を促進する事業所における福祉・教育などの環境整備、意識啓発などにかかわる活動
- (4) 支援体制作り：**地域内・外における支援者・ステークホルダーとの連携に基づき、出産・子育て、就学・進学、就労、介護、防災など地域に暮らす外国ルーツ住民が使える地域のセーフティネット作りに向けた、支援リソース（人、モノ、カネ、情報）の開発・橋渡しやネットワーク推進など体制作りを目指す活動

上記4つのいずれかを満たした事業が対象となります。なお、国籍、年齢、言語、文化、来日目的、定住・定着志向

など、地域に暮らす外国ルーツ住民の変化や彼（彼女）らのニーズ及びライフサイクルを見通した、分野・セクター横断的連携（複数団体によるコンソーシアム）などにより、これまでの取り組みを発展させた、または新たな手法の開発・検証により革新性、波及性が見込まれる事業を歓迎します。

また、本事業においては、①外国ルーツ住民の数、背景の急激な変化、②地域の支援リソースの現状、③支援手法の横展開の可能性をもとに、以下の2つの特徴をもつ団体からの申請を優先します。

- 地方都市などこれまで外国ルーツ住民が散在していたが、近年急激に変化が生じている地域を拠点に活動している団体（重点地域：北海道、中国・四国、九州・沖縄）
- 外国人の多い大都市または工業地域を拠点に、就労、教育などを含む地域における定住・定着支援に取り組み、周辺地域との連携・協力の経験を持ち、それを拡大・体系化したい団体（重点地域：北関東、東海）

活 動 例：

- 新規来日・移住の外国ルーツ住民を対象としたオリエンテーションプログラムの開発・実施・運営
- 地域に散在している外国ルーツ住民へのアウトリーチ手法の開発とそれを活用した支援体制作り
- 行政・企業との連携による就職・定着促進プログラム
- 出産・子育て、労働、福祉などの分野の団体と連携した支援プログラムの開発・実施・運営
- 地域とのつながりが希薄な外国ルーツ住民が主体となったエンパワメントや社会参画プログラム
- 複合的な課題に専門的に対応可能なソーシャルワーカーの養成プログラム
- 長期的な外国ルーツ住民への支援に向けた地域プラットフォーム形成のための活動 など

対象外の事業：次の活動は助成対象外とします。

- 施設や建物の建設、大規模な改修や修繕
- 団体運営の管理費が主となっている予算計画
- 既存の公共制度で代替がきく事業
- 公共の助成資金を合算した事業（他の民間資金の合算は可能）
- 調査・研究が主たる目的である活動
- 助成金を、寄付や基金への充当、裨益者への資金配布に使う活動
- 助成期間終了後に、同支援対象者向けの支援継続が困難な事業
- 外国人の就労・在留にかかわる監理・あっせん等を目的とした組織による事業

なお、外国ルーツ住民支援分野に特化した活動の実績が十分ではなくても、専門分野でのこれまでの取り組み実績、地域または地域を超えた連携体制構築状況等が生かされる事業であれば、今後の波及性、環境作りという観点から応募を歓迎します。

※活動支援枠と重複する場合

現在JCIE及び青少年自立援助センター（YSC）が実施する2024年度活動支援枠事業の支援対象団体が、JCIEまたはYSCが実施する2025年度通常枠事業（2026年度～2028年度の3か年事業）に申請することは可能です。但し、その場合には、通常枠の公募開始日から審査結果通知を受けるまでの期間、役務提供契約を休止します。また、その団体が2025年度通常枠の実行団体に採択された場合、支援対象団体としての契約は終了します。なお、実行団体採択後の伴走支援は通常枠事業に沿うものとなり、活動支援枠のものとは異なります。

#### 4. スケジュール（採択までの流れ）

- 公募開始：2026年5月11日（月）
- オンライン説明会：2026年5月18日（月）15時～16時（事前申し込みが必要です。申込は[こちら](#)）
- 事前相談：2026年5月22日（金）～6月19日（金）平日10時～17時の間  
（申請に際して、事前相談は必須です。申込は[こちら](#)）事前相談の申込みにあたり、相談日の2日前までに、事業計画書や資金計画書、もしくはコンセプトペーパー（事業概要が簡単に分かる資料）をお送りください。宛先

は、JCIE休眠預金事業担当（youth@jcie.jp）までお願いします。

- 公募締切：2026年6月30日（火）正午まで（必着）
- 審査委員会による審査、採択事業の決定：2026年7月27日（月）目途（審査会の開催にあたり、2次審査においては、応募団体による事業説明の場を設定する予定です。）
- 採択事業決定の公表：2026年7月31日（金）予定
- 事業開始予定：2026年8月上旬以降

## 5. 応募団体に求める要件

### 要件1. 組織体制の整備

- 財源の性質上、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体であることが必須となります。このため、関連する規定類の整備が必要となります。
- （規程類については、申請書類(様式7) 規程類必須項目確認書をご参照ください。内容についてはご相談に応じますのでご連絡ください。）指定する活動報告に必要な会計処理が実施できること。
- 下記のいずれかの形態を有する団体。
  - ▶ 非営利活動を目的とする法人。
  - ▶ 3人以上の役員がいる独立した理事会、事務局、会計業務の担当が存在している団体。  
※ただし、選考に際しては法人格取得済み団体を優先します。
- 本プログラムに応募することを組織決定していること。

### 要件2. 情報公開に対する承諾

- 公募期間終了時に「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」を、また選定された場合、応募団体から提出された書類一式を公開することとなります。その他、各種情報の透明性が求められますのでご注意ください。ただし、公開に際し事前に双方で協議し、機密情報などへの配慮は行います。

### 要件3. 評価の実施

- [「評価指針・評価ハンドブック等」](#)(2024年5月改定)に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価（別紙、公募要領 [JANPIA共通] のP.9「02. 事業の評価」参照）を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- 評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要があります。

### 要件4. 助成事業終了後の対象事業の継続について

- 採択団体に於かれましては今回の休眠預金等を活用した活動で得た知見を活かし、本事業期間終了後においても、継続的に当該課題に取組まれる事を期待いたします。

## 6. 助成金の上限額と対象期間について

### (1) 助成総額：1.3億円

応募団体ごとの助成金額の上限は、各応募団体の申請事業の内容やこれまでの事業実績等を踏まえて総合的に判断します。また、応募の前年度における事業実績がない場合は、別途指定する会計書類の提出をお願いします。

### (2) 助成額及び採択団体数（予定）

1団体あたり1,950万～2,700万円（3か年事業）で、5～6団体を採択する予定です。

### (3) 対象となる事業期間

2026年8月中旬（予定）～2029年2月末

## 7. 選定基準について

### (1) 選定方法

選定のための審査は、書類審査（場合によってはJCIEによるヒアリングも個別に実施）後、外部有識者を交えた審査委員会を行います。選定結果は申請団体へ個別に通知後、必要な調整を経て公表します。

### (2) 選定基準

本財源の性質上、下記の7点を選定配慮事項とし、公募による選定を行います。

#### A) 事業の妥当性

社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。事業実施予定地のニーズに応えた支援であるか。目的や成果につながる活動計画となっているか。

#### B) 実現可能性

業務実施体制や計画、予算が適切か。既存の組織や仕組みを最大限に尊重した支援であるか。支援対象地域の文化や人びとの思いを尊重した支援であるか。

#### C) 継続性

助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か。

#### D) ガバナンス・コンプライアンス

事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を備えているか。

#### E) 波及効果

事業から得られた学びが組織や地域、分野を越えて課題の解決につながることを期待できるか。

#### F) 連携と対話

多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が、想定されているか。

#### G) 先駆性（革新性）

社会の新しい価値の創造、仕組み作りに寄与するか。

なお、選考にあたっては、特に以下事項に配慮します。

- 外国ルーツ住民を取り巻く環境が、数と背景の両面で急激に変化している状況を踏まえ、A) 申請事業の妥当性、B) 実行可能性、C) 継続性、D) 連携と対話の4点を重視して審査を行います。そのうえで、団体の社会的信用や直近の財務状況、実績等も総合的に勘案し、選定後速やかに適切な事業実施が可能であり、今後に向けた体制作り・整備につながる活動を行うと判断される団体を優先的に採択するものとします。
- 申請事業の審査にあたって、総事業費および採択できる事業数が限られていることから、事業からの学び・教訓などを体系化することにより、波及効果が高く見込まれる事業内容を優先的に採択し、課題解決のより多くの事例創出を目指します。

### (3) その他の留意事項

- 申請書類の作成等選定に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用について

ては、各申請団体の負担となります。

- 審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、資金分配団体及び JANPIA が責任を負うものではありません。

## 8. 申請の手続き

### (1) 申請の際の留意点

- 申請書の提出をもって、「公募要領【JCIE/JPF版】及び別紙「公募要領【共通版】」、「積算の手引き」「資金提供契約書（ひな形）」の記載内容に合意されたものとみなします。
- 審査の結果、申請額からの減額や申請事業内容の修正を要請する場合があります。
- 提出書類・資料に虚偽の記載があった場合には、事業の中止や助成金の返還を求める場合があります。

### (2) 提出いただく書類

- 必須書類が応募締切日までに揃っていない場合は、審査の対象とはなりませんのでご了承ください。
- 申請書類については、こちらの[リンク](#)よりご確認ください。申請事業にかかわる補足資料（活動実績書、事業スケジュール等）は自由書式となりますが、審査委員による審査において事業への理解を深める資料となりますので、提出をお勧めします。

分類	申請書類		提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
					幹事団体	構成団体 <sup>1</sup>	
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 助成申請書		PDF	●	●		※登録印の押印が必要
	様式 2 事業計画書		Excel	●	●		
	様式 3 資金計画書等		Excel	●	●		
	その他（計画の別添等）		PDF	任意	任意	任意	
	自己資金に関する申請		PDF	●	●		※該当する団体のみ提出 ※登録印の押印が必要
	該当団体のみ	様式 4 コンソーシアムに関する誓約書	PDF		●		※幹事団体が取りまとめのうえ提出 ※登録印の押印が必要
様式 4-2 コンソーシアム協定書		PDF		●		※採択された場合に追加提出	
団体ごとに提出する申請書	様式 5 団体情報		Excel	●	●	●	
	様式 6 役員名簿		Excel	●	●	●	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体にメールで提出
	様式 7 規程類必須項目確認書		Excel	●	●	●	別添 1 参照
	定款・規程類		PDF	●	●	●	規程類については、様式 7 「(F) 根拠となる規程類、指針等」に記載した規程類を提出してください

<sup>1</sup>詳細は[別添 2 コンソーシアムでの申請](#)参照

登記事項証明書（全部事項証明書）		PDF	●	●	※発行日から3ヶ月以内の写し
事業報告書		PDF	●	●	※過去3年分。設立から3年未満の団体は提出可能期間分のみ提出
決算報告書類	貸借対照表	PDF	●	●	
	損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	PDF	●	●	
	監事及び会計監査人による監査報告書 <sup>2</sup>	PDF	●	●	

### (3) 申請書類提出先

所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、**6月30日（火）正午までに**、上記全ての書類を事務局が設置する個別フォルダに格納をしてください。なお、電子メールによる提出は受け付けませんので、ご注意ください。  
 ※申請書類をフォルダに格納した後、提出が済んだ旨のメールを必ずお送りください。メールの受信日時が申請書類の受付を判断する基準となります。

### (4) 変更

- 変更は、申請時の活動内容がやむを得ない事情により予定通りに実施できず、変更を行うことで計画の活動を完了できる、もしくは変更によって、計画の成果があげられると見なされる場合に限り認められます。活動を当初計画通りに実施し残余金が発生した場合、残余金消化のための期間延長、購入物品数の追加や他活動への振り替えを行うことは、認められません。
- その他、契約後の事業にかかる変更は、必ず事前に書面もしくは電子メールにて申請のうえ、承認を得ていただくこととなります。変更は、事務局からの確認の日付を持って承認されます。承認を得ない変更がなされた場合、関連する支出は助成対象外となりますのでご注意ください。

## 9. 使用可能な経費科目と制限について（詳細は「積算の手引き」を参照ください）

### (1) 科目について

- 直接事業費として対象となる科目は下記の通りです。  
 （団体で日常用いている会計科目を使用してください。）
- 助成対象事業従事分の直接人件費、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、謝金等です。
- 上記に含まれない経費や10万円を超える物品等を購入する際は個別にご相談ください。
- なお、対象外経費については積算の手引きを参照ください。

### (2) 管理費について

- 管理費とは、助成対象事業を管理するための費用です。
- 直接事業費と一般管理費（間接経費）から構成される助成金申請額において、当該事業に関連する一般管理費は助成額の最大15%とします。本事業ではこれを管理的経費とします。
- 管理的経費には助成事務所の家賃や管理部門の人件費など、助成対象事業に要する経費として特定することが難しい経費が含まれる場合は、助成対象事業に投入された分を適切な根拠をもって按分する

<sup>2</sup> 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

などして算出してください。

### (3) 予算の範囲について

- 予算計上できる支出は、契約助成期間に発注・支払を行ったものに限りです。
- 助成金の使途は申請時に説明されたものに限りです。申請された事業内容・計上内容の範囲で使い切らなかった助成金は原則として返還していただきます。

### (4) 助成金支払いの時期と進捗管理報告について

本プログラムの助成金支払いは概算払いですが、2026年度の助成金については、資金分配団体と実行団体との契約締結後遅延なく支払います。2027年度以降については、当該事業年度の4月を目途に助成金の一部を支払い、精算手続き等の結果を踏まえた上で、7月を目途にその残額を支払います。

### (5) 助成金の交付と管理

- 事業ごとに無利息口座（決済専用口座）を開設していただきます。
- 助成金は、原則として契約時に助成金振込を行った専用口座内にて管理して下さい。専用口座では、事業開始から監査・残金返金までの一連の手続きが完了するまで、助成金以外の資金の出入金は行わないでください。
- 利息が発生する口座に移し、利息を得ることは認められません。

## 10. その他

- 本プログラムでは、資金提供契約に基づき、事業の中間時点での進捗状況の報告及び事業完了報告の義務などがあります。
- 定例面談（対面またはWEB会議）による進捗状況についての協議を行います。
- 不明な点は、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

## 11. お問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂1-1-12明産溜池ビル7階  
公益財団法人 日本国際交流センター 休眠預金事業担当  
本件のお問い合わせは、電子メール（youth@jcie.jp）でお願いいたします。